



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 24 日 (火)
号外第 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (19) (消防防災課) 3
	鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則 (20) (雇用人材総室) . . . 6
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 (21) (県土総務課) 12

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

局地的豪雨災害に備えて取り組む事業及び防災活動に女性が参画する事業を一層推進するため、交付金の対象事業を見直す。

2 規則の概要

(1) 交付金の対象事業の東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業を局地的豪雨災害に備えて取り組む事業に改めるとともに、県民運動を推進する事業については、女性が参画することを要件とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部改正について

1 規則の改正理由

労働市場の変化に対応した職業能力の開発を図るため、短期課程の訓練科を新設する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 倉吉校の短期課程に定員15人、訓練時間24時間の3次元CAD科を設けるとともに、その受講料を1時間につき400円とする。

(2) 短期課程のPCネットワーク科の受講料を1時間につき200円（現行 400円）に引き下げるとともに、その訓練生定員及び訓練時間は、商工労働部長が定める。

(3) 特に必要があると認めるときは、休業日に職業訓練を行うことができる。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

経営事項審査の評価項目にISO認証の取得状況が追加されたこと、並びに管工事業及び電気工事業において1級技術者等の配置が進んだことに伴い、格付の基準を見直す。

2 規則の概要

(1) ISO認証等の取得による主観点数の加算について、その上限を8点（現行 20点）とする。

(2) 格付に必要な技術者の要件を次のとおり変更する。

ア 管工事B級

1級技能士（現行 1級又は2級の技能士）を1名以上有すること。

イ 電気工事A級

1級技術者を3名（現行 2名）以上有すること。

ウ 電気工事B級

1級技術者（現行 1級技術者又は2級技術者）を1名以上有すること。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条、第4条関係）		別表（第2条、第3条、第4条関係）	
対象事業	交付金算出基礎額	対象事業	交付金算出基礎額
1 情報の住民への伝達体制の整備、避難所のバリアフリー化その他の局地的豪雨災害に備えて取り組む事業	略	1 <u>東日本大震災の教訓を踏まえ大規模災害に備えて取り組む事業</u>	略
2 防災及び危機管理に役立つ行動に女性が参画し、住民全体に定着させる運動を推進するために市町村が直接執行する事業（1の項及び3の項に掲げる事業を除く。）	略	2 防災及び危機管理に役立つ行動を住民全体に定着させる運動を推進するために市町村が直接執行する事業（1の項及び3の項に掲げる事業を除く。）	略
略		略	
備考 略		備考 略	
様式第2号（第5条関係）		様式第2号（第5条関係）	
年 月 日		年 月 日	
職 氏 名 様		職 氏 名 様	
申請者 職 氏 名 印		申請者 職 氏 名 印	
年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書		年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書	

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分		交付金算出基礎額等
均等割	局地的	円
	豪雨災	
	害	
略		

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
局地的豪雨災害に備えて取り組む事業		
略		

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年月日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費

(単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
局地的豪雨災害に備えて取り組む事業		
略		

2 略

附 則

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分		交付金算出基礎額等
均等割	東日本	円
	大震災	
	害	
略		

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業		
略		

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年月日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費

(単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む事業		
略		

2 略

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成27年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成26年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
目次						目次					
第 1 章～第 5 章 略						第 1 章～第 5 章 略					
第 6 章 雑則 <u>(第23条—第25条)</u>						第 6 章 雑則 <u>(第23条・第24条)</u>					
附則						附則					
(職業訓練の種類等)						(職業訓練の種類等)					
第 2 条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						第 2 条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	略	総合実務科	12人	1年 24時間	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	略	総合実務科	12人	1年 20時間
			<u>3次元CAD科</u>	15人					<u>PCネットワーク科</u>	15人	
略						略					
2 略						2 略					
(休業日)						(休業日)					
第 4 条 休業日は、次に掲げるとおりとする。						第 4 条 休業日は、次に掲げるとおりとする。					
(1)～(5) 略						(1)～(5) 略					
(6) 前各号に定めるもののほか、 <u>センターの長</u> （以下「所長」という。）が特に休業を必要と認めた日						(6) 前各号に定めるもののほか、 <u>校長（倉吉校及び米子校の長をいう。以下同じ。）</u> が特に休業を必要と認めた日					
2 <u>所長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に職業訓練を行うことができる。</u>						2 <u>前項第 4 号又は第 5 号の休業日については、校長は、その時期を変更することができる。</u>					

<p>(非常災害等の場合の休業)</p> <p>第5条 <u>校長</u>(倉吉校及び米子校の長をいう。以下同じ。)は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。</p> <p>(入校志願手続)</p> <p>第6条 センターに入校しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、入校願書(様式第1号)に<u>訓練生募集要項</u>で指定された書類を添えて、<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 短期課程の普通職業訓練を受けるためにセンターに入校しようとする者(条例第9条第1項本文の規定により受講料を徴収する者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 入校しようとする者が勤務する事業所の名称及び所在地</p> <p>(4) 略</p> <p>(入校選考試験)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の入校選考試験は、学科試験又は面接試験とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、入校選考試験の日時、合否判定基準その他の入校選考試験に関し必要な事項は、<u>所長</u>が入校選考試験実施要領で定める。</p> <p>(入校の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の規定により入校を許可したときは、入校許可通知書により入校を許可した者に通知する。</p> <p>(入校手続)</p> <p>第9条 入校を許可された者は、<u>所長</u>の指定する期日までに次に掲げる書類を<u>所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保証人が連署した誓約書(短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者にあつては、<u>所長</u>が別に定める未成年者である場合に限る。)(様式第2号)</p> <p>(2) 健康診断書(普通課程及び<u>所長</u>が別に定める短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に限る。)</p>	<p>(非常災害等の場合の休業)</p> <p>第5条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。</p> <p>(入校志願手続)</p> <p>第6条 センターに入校しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、入校願書(様式第1号)に<u>生徒募集要項</u>で指定された書類を添えて、<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 短期課程の普通職業訓練を受けるためにセンターに入校しようとする者(条例第9条第1項本文の規定により受講料を徴収する者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 入校しようとする者が勤務する事業所の名称、<u>所在地及び従業員数</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(入校選考試験)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の入校選考試験は、学科試験及び面接試験とする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、入校選考試験の日時、合否判定基準その他の入校選考試験に関し必要な事項は、<u>校長</u>が入校選考試験実施要領で定める。</p> <p>(入校の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>校長</u>は、前項の規定により入校を許可したときは、入校許可通知書により入校を許可した者に通知する。</p> <p>(入校手続)</p> <p>第9条 入校を許可された者(<u>第6条第2項に規定する者を除く。)</u>は、<u>校長</u>の指定する期日までに次に掲げる書類を<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保証人が連署した誓約書(短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者にあつては、<u>当該者が</u>未成年者である場合に限る。)(様式第2号)</p> <p>(2) 健康診断書(普通課程及び短期課程(<u>総合実務科に限る。)</u>)の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者に限る。)</p>
---	---

<p>(3) 入寮願その他の<u>所長</u>が指定する書類</p> <p>2・3 略</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第10条 <u>訓練生</u>は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちにその旨を<u>所長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第11条 <u>条例第8条第1項ただし書の規則で定める職業訓練は、介護福祉士養成科において行う職業訓練とする。</u></p> <p>2 <u>条例第8条に定める授業料は、前期（4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）分</u>にあつては4月30日までに、後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(受講料)</p> <p>第12条 <u>条例第9条第2項の規則で定める職業訓練は、3次元CAD科及び情報セキュリティ科において行う職業訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。</u></p> <p>(受講料の納付)</p> <p>第13条 受講料は、<u>所長</u>が指定する期日までに一括して納付しなければならない。</p> <p>(授業料等の免除)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>条例第10条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。</u></p> <p>(1) 次に掲げる理由により授業料の納付が困難であると認められる者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保護者又は成年に達した<u>訓練生</u>を扶養している者（<u>訓練生</u>と生計を一にする者に限る。）の疾病、<u>障がい</u>又は死亡</p> <p>(2) 略</p> <p>3 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第4号）を<u>所長</u>に提出しな</p>	<p>(3) 入寮願その他の<u>校長</u>が指定する書類</p> <p>2・3 略</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第10条 <u>生徒</u>は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちにその旨を<u>校長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第11条</p> <p><u>条例第8条に定める授業料は、前期（4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）分</u>にあつては4月30日までに、後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(受講料)</p> <p>第12条 <u>条例第9条第2項の規則で定める訓練は、P Cネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。</u></p> <p>(受講料の納付)</p> <p>第13条 受講料は、<u>校長</u>が指定する期日までに一括して納付しなければならない。</p> <p>(授業料等の免除)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>条例第10条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。</u></p> <p>(1) 次に掲げる理由により授業料の納付が困難であると認められる者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保護者又は成年に達した<u>生徒</u>を扶養している者（<u>生徒</u>と生計を一にする者に限る。）の疾病、<u>障害</u>又は死亡</p> <p>(2) 略</p> <p>3 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第4号）を<u>校長</u>に提出しな</p>
--	--

なければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあっては入校願書、同号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあっては誓約書の提出があったときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。

(減免辞退の届出)

第15条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項(第1号に限る。)の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第16条 所長は、授業料の減免を受けている者について減免の必要がなくなったときは、授業料の減免を取り消すことができる。

2 所長は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(既納の授業料等)

第17条 既に納付した授業料等及び受講料は、還付しないものとする。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(欠席)

第18条 訓練生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、校長に届け出なければならない。

(退校)

第19条 訓練生は、病気その他の理由により退校しようとするときは、次に掲げる事項を記載した退校願(雇用保険の受給者以外の者にあつては、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を記載した退校願)を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(賞罰)

第20条 所長は、次の各号のいずれかに該当する訓練生に対して、ほう賞することができる。

(1)～(3) 略

なければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあっては入校願書、同号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあっては誓約書の提出があったときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。

(減免辞退の届出)

第15条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項(第1号に限る。)の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第16条 校長は、授業料の減免を受けている者について減免の必要がなくなったときは、授業料の減免を取り消すことができる。

2 校長は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(既納の授業料等)

第17条 既に納付した授業料等及び受講料は、還付しないものとする。ただし、校長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(欠席)

第18条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、校長に届け出なければならない。

(退校)

第19条 生徒は、病気その他の理由により退校しようとするときは、次に掲げる事項を記載した退校願(雇用保険の受給者以外の者にあつては、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を記載した退校願)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(賞罰)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して、ほう賞することができる。

(1)～(3) 略

第22条 所長は、次の各号のいずれかに該当する訓練生に対して退校を命ずることができる。

- (1)～(3) 略
- (4) 倉吉校又は米子校の秩序を著しく乱し、その他訓練生としての本分に反した者
- (5) 略

(訓練生の寄宿)

第23条 訓練生は、所長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。

(書類の経由)

第24条 条例又はこの規則の規定により所長に提出する書類は、校長を経由しなければならない。

(委任)

第25条 略

様式第1号(第6条関係)

収入証紙貼り付け欄 (入校選考手数料を納付する者のみ) (消印しないこと。)
--

入校願書

略

略	
志望科	
略	
私は、貴センター 校に入校したいので、出願します。	
年 月 日	
本人氏名 ④	
職氏名	様

(注) 略

様式第2号(第9条関係)

収入証紙貼り付け欄 (入校選考手数料を納

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して退校を命ずることができる。

- (1)～(3) 略
- (4) 倉吉校又は米子校の秩序を著しく乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 略

(生徒の寄宿)

第23条 生徒は、校長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。

(委任)

第24条 略

様式第1号(第6条関係)

収入証紙はり付け欄 (短期課程を除く。) (消印しないこと。)

入校願書

略

略		
志望科	第1志望	第2志望
略		
私は、貴校に入校したいので、出願します。		
年 月 日		
本人氏名 ④		
職氏名	様	

(注) 略

様式第2号(第9条関係)

収入証紙はり付け欄 (短期課程を除く。)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">付する者のみ</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">(消印しないこと。)</div>
<p>誓 約 書</p> <p>職氏名 様</p> <p>私は、<u>貴センター</u> 校に入校しましたうえは、 関係諸規則及びご指示等を堅く守って専心修業する ことを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 住所 氏名 ㊞</p> <p>上記の通り誓約を守らせるとともに、本人の身上 に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 本人との関係 氏名 ㊞</p>

(注) 略

様式第3号 (第9条関係)

<p>誓 約 書</p> <p>職氏名 様</p> <p>私は、このたび新たに <u>年度貴センター</u> <u>校</u> 科訓練生の保証人となりましたので、本人 の身上に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 本人との関係 氏名 ㊞</p>
--

(注) 略

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">(消印しないこと。)</div>
<p>誓 約 書</p> <p>職氏名 様</p> <p>私は、<u>貴校</u>に入校しましたうえは、関係諸規則及 びご指示等を堅く守って専心修業することを誓いま す。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 住所 氏名 ㊞</p> <p>上記の通り誓約を守らせるとともに、本人の身上 に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 本人との関係 氏名 ㊞</p>

(注) 略

様式第3号 (第9条関係)

<p>誓 約 書</p> <p>職氏名 様</p> <p>私は、このたび新たに <u>年度貴校</u> 科訓練 生の保証人となりましたので、<u>前の保証人と同様</u>、 本人の身上に関する一切の責任を引き受けます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保証人 住所 本人との関係 氏名 ㊞</p>

(注) 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(総合点数) 第11条 略 2 略 3 主観点数は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱により算定した点数（同表の中欄に掲げる主観点数の項目につきそれぞれ同表の右欄に定める点数を限度とする。）を合算した点数とする。			(総合点数) 第11条 略 2 略 3 主観点数は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱により算定した点数（同表の中欄に掲げる主観点数の項目につきそれぞれ同表の右欄に定める点数を限度とする。）を合算した点数とする。		
区分	主観点数の項目	点数	区分	主観点数の項目	点数
加点項目	略		加点項目	略	
	I S O 認証等（国際標準化機構が定めた規格である I S O 又は当該規格に準じて知事が別に定める環境管理に係る規格の資格をいう。）の取得の有無	8点		I S O 認証等（国際標準化機構が定めた規格である I S O 又は当該規格に準じて知事が別に定める環境管理に係る規格の資格をいう。）の取得の有無	20点
	略			略	
略			略		

別表第3（第10条、第12条関係）

格付工種	等級	要件
略		
管工事	A	(1) 略 (2) 基準日において <u>1級配管技能士</u> （職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条の規定に基づく技能検定（以下この表において単に「技能検定」という。）のうち、検定職種を1級の配管（プラント配管作業を選択科目とするものを除く。）とするものに合格した者をいう。以下この

別表第3（第10条、第12条関係）

格付工種	等級	要件
略		
管工事	A	(1) 略 (2) 基準日において <u>1級技能士</u> （職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条の規定に基づく技能検定（以下この表において単に「技能検定」という。）のうち、検定職種を1級の配管（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管にあっては、選

		表において同じ。)を2名以上有すること。			択科目を「建築配管作業」とするものに限る。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者をいう。)を2名以上有すること。
	B	(1) 略 (2) 基準日において1級配管技能士を1名以上有すること。		B	(1) 略 (2) 基準日において1級又は2級の技能士(技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の配管とするものに合格した者をいう。)を1名以上有すること。
電気工事	A	(1) 基準日において1級技術者を3名以上有すること。 (2) 略	電気工事	A	(1) 基準日において1級技術者を2名以上有すること。 (2) 略
	B	(1) 基準日において1級技術者を1名以上有すること。 (2) 略		B	(1) 基準日において1級技術者又は2級技術者(建設業法第27条第1項の規定により実施される電気工事施工管理の技術検定に合格した者のうち、2級の検定に合格したものをいう。)を1名以上有すること。 (2) 略
造園工事	A	(1) 略 (2) 基準日において1級造園技能士(技能検定のうち、検定職種を1級の造園とするものに合格した者をいう。)を2名以上有すること。	造園工事	A	(1) 略 (2) 基準日において1級技能士(技能検定のうち、検定職種を1級の造園とするものに合格した者をいう。)を2名以上有すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、平成27年4月1日以後に有効期間が始まる入札参加資格の格付から適用する。